科学技術人材育成費補助金（テニュアトラック普及・定着事業）	97,157,243	—	35,125,437	—	—	62,031,806	※３
国立大学法人設備整備費補助金（ナノ分解能毒作用点空間分布解析測定システム）	139,765,500	—	139,765,500	—	—	—	
国立大学法人設備整備費補助金（総合的精密構造解析システム）	160,860,000	—	160,860,000	—	—	—	
研究者海外派遣基金助成金（組織的な若手研究者等海外派遣プログラム／環境ナノテクノロジー・インターナショナル・エンパワーメント・プログラム）	14,371,022	—	—	—	—	14,371,022	※４
若手研究者戦略的海外派遣事業費補助金（頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣プログラム／小型医用機器の開発に向けた日欧共同ネットワークの形成）	19,800,000	—	1,436,400	—	—	18,363,600	
震災復興・日本再生支援事業（カイコ（養蚕）が再び福島を救う）	1,100,000	—	—	—	—	1,100,000	
計	781,855,162	—	355,393,693	—	—	426,461,469	

※１　この他に清算による国庫返納予定額が541,198円あり、預り金に計上されている。
※２　この他に清算による国庫返納予定額が18,338,590円あり、預り金に計上されている。
※３　この他に清算による国庫返納予定額が242,757円あり、預り金に計上されている。
※４　この他に翌期への繰越額が7,049,289円あり、預り補助金等に計上されている。

13．役員及び教職員の給与の明細　（単位：円・人）

区分		報酬又は給与		退職給付	
		支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	常勤	(78,751,318) 78,751,318	5	(—) —	—
	非常勤	(—) 6,000,000	2	(—) —	—
	計	(78,751,318) 84,751,318	7	(—) —	—
教職員	常勤	(4,960,729,817) 4,960,729,817	624	(581,913,322) 581,913,322	31
	非常勤	(—) 1,059,482,404	898	(—) 1,770,831	2
	計	(4,960,729,817) 6,020,212,221	1,522	(581,913,322) 583,684,153	33
合計	常勤	(5,039,481,135) 5,039,481,135	629	(581,913,322) 581,913,322	31
	非常勤	(—) 1,065,482,404	900	(—) 1,770,831	2
	計	(5,039,481,135) 6,104,963,539	1,529	(581,913,322) 583,684,153	33

(注)
① 役員報酬基準の概要
理事長（学長）　989,000円
理事　776,000～838,000円
その他諸手当については、「国立大学法人東京農工大学役員報酬規程」に基づき支給している。
非常勤役員（非常勤監事）の報酬は、250,000円を月額として支給している。
② 職員給与基準の概要
職員の給与は俸給及び諸手当としている。
給与は、原則、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）及び人事院規則を準用し、「国立大学法人東京農工大学職員給与規程」に基づき支給している。
③ 役員退職手当基準の概要
「国立大学法人東京農工大学役員退職手当規程」に基づき支給することとしている。
④ 職員退職手当基準の概要
「国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程」に基づき支給することとしている。
⑤ 役職員の報酬又は給与支給人数
当該事業年度の平均支給員数を記載している。
⑥ 本表の支給額には、法定福利費は含まれていない。
⑦ 常勤職員とは、「国立大学法人等の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」（総務大臣策定）（以下「ガイドライン」という。）中の「常勤職員」、「在外職員」、「任期付職員」及び「再任用職員」から受託研究費等により雇用する者を除いた職員のことであり、非常勤職員とは、常勤職員、受託研究費等により雇用する者及び「ガイドライン」における「派遣会社に支払う費用」以外の職員のことである。
⑧ 常勤職員の支給額上段の（　）書きは「退職金相当額を運営費交付金で措置する対象者数について（通知）」（平成16年６月３日付人事課長　16文科人第84号）における「退職金相当額を運営費交付金で措置する必要がある役職員」の支給額を記載している。